

令和5年度 都市税財源の充実確保について

1 地方法人課税のあり方

地方税を国税化し地方へ再配分することは、受益と負担という地方税の原則に反するだけでなく、地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。国は、限られた地方税財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実強化を図るとともに、自治体間に不要な対立を生む措置を是正すること。

2 ふるさと納税の抜本的な見直し

ふるさと納税により、多くの自治体において、応益負担の原則によるべき住民税が大幅な減収となっており、全ての住民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する住民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じること等、制度の歪みが顕在化している。

不透明な景気情勢の中、ふるさと納税による減収は、これまで以上に、自治体の財政運営に深刻な影響を及ぼしており、制度を巡る様々な問題に対処するよう、抜本的な見直しを行うこと。

3 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

新型コロナウイルス感染症の長期化、現下の物価高騰等に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

4 新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方財源の確保

新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

5 デジタル社会における地方創生の実現に向けた財源の確保

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するなど、必要な財源の確保を図ること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

6 自動車関係諸税のあり方の検討に当たっての地方財政への配慮

令和5年度税制改正においては、車体課税について、環境性能割の税率区分、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し等を行うこととされている。

道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源の確保は、都市自治体の喫緊の課題であり、財政需要は今後とも増嵩していくことから、都市自治体の行政サービスの貴重な財源である自動車関係諸税の重要性が、今後ますます高まると考えられる。

一方で、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえれば、現行制度を前提とした場合、電動化の進展に伴い減収していくことが懸念されるなど、自動車関係諸税の見直しの必要性は高まっている。その見直しに当たっては、必要な財政需要に対応した税源を安定的に確保できるように留意すること。

7 固定資産税の安定的確保

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

特に、令和3年度における土地に係る税額の据置措置に続き、令和4年度においても商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたが、負担の公平性等にかんがみ、令和5年度においては、確実に負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策や、生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

衆議院議員
小倉 將 信 殿

令和4年11月28日

東京都市区長会

会長

石 阪 丈

